

貸借取引貸出規程

大阪証券金融株式会社

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、当社が、次の各号に掲げる者のうち株式会社日本証券クリアリング機構(以下「清算機関」という。)の清算資格を有する者に対し、株式会社大阪証券取引所(以下「取引所」という。)が開設する取引所金融商品市場(以下「金融商品市場」という。)において成立した信用取引等にかかる普通取引その他の金融商品市場取引(以下「金融商品市場取引」という。)の決済に必要な金銭または有価証券を金融商品市場の決済機構を利用して貸し付ける(以下この貸付けを「貸借取引」という。)場合に必要とする事項を定めるものとする。なお、本規程中の用語については、本規程中に別段の定めがある場合を除き、金融商品取引に関する法令、取引所の諸規則または清算機関の諸規則に定める定義が適用されるものとする。

- (1) 取引所の現物取引参加者、IPO取引参加者またはジャスダック取引参加者
- (2) 前号に掲げる者であって清算機関の清算資格を有しない者(以下「非清算参加者」という。)から有価証券等清算取次ぎによる金融商品市場取引の委託を受けた金融商品取引業者
- (3) 非清算参加者から有価証券等清算取次ぎによる金融商品市場取引の委託を受けた登録金融機関

(貸借契約)

第2条 この規程により貸借取引を行おうとする者は、あらかじめ当社に別に定める「約諾書」を差し入れなければならない。

- 2 前項の約諾書を差し入れた者(以下「貸借取引参加者」という。)が前条第2号または第3号に掲げる者に該当する場合には、当該貸借取引参加者は、前項の約諾書のほか、別に定める「清算取次貸借取引等に関する約諾書」を、あらかじめ当社に差し入れなければならない。

(貸出しの範囲)

第3条 第1条の貸付けは、有価証券の価格形成を公正にし、その流通を円滑にするために真に必要であって、かつ、貸借取引参加者が次の各号に掲げる目的のため必要とする金銭または有価証券に限りこれを行うものとする。

- (1) 貸借取引参加者が行った制度信用取引にかかる金融商品市場取引の決済を行うため
 - (2) 貸借取引参加者が行った自己の信用買いまたは信用売りにかかる金融商品市場取引の決済を行うため
 - (3) 貸借取引参加者が行った有価証券等清算取次ぎによる金融商品市場取引(非清算参加者の顧客の制度信用取引にかかるものまたは非清算参加者の自己の計算において行われるものに限る。)の決済を行うため
 - (4) 貸借取引参加者が、当社から金銭または有価証券の貸付けを受けないで第1号または前号に掲げる金融商品市場取引の決済を行った後、当該貸借取引参加者または非清算参加者が引き続き顧客に対する信用供与を継続するために必要とする金銭または有価証券を調達するため
- 2 前項の貸付けの対象となる有価証券は、次の各号に掲げる有価証券(以下「株券等」という。)をいう。

- (1) 株券
- (2) 協同組織金融機関の発行する優先出資証券(以下「優先出資証券」という。)
- (3) 金融商品取引法(以下「法」という。)第2条第1項第10号に規定する投資信託の受益証券(以下「投資信託受益証券」という。)
- (4) 法第2条第1項第11号に規定する投資証券(以下「投資証券」という。)
- (5) 外国法人の発行する証券または証書のうち株券の性質を有するもの(以下「外国株券」という。)
- (6) 法第2条第1項第10号に規定する外国投資信託の受益証券(以下「外国投資信託受益証券」という。)

- (7) 法第2条第1項第11号に規定する外国投資証券（以下「外国投資証券」という。）
- (8) 法第2条第1項第20号に掲げる有価証券で外国株券にかかる権利を表示するもの（以下「外国株預託証券」という。）
- (9) 法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託の受益証券（以下「受益証券発行信託の受益証券」という。）
- (10) 外国法人の発行する証券または証書のうち受益証券発行信託の受益証券の性質を有するもの（以下「外国受益証券発行信託の受益証券」という。）

（貸借取引の制限等）

第4条 当社は、次の各号に掲げる場合においては、一部もしくは全部の貸借取引参加者、第7条に規定する取引区分の一部もしくは全部、または一部もしくは全部の銘柄について、増担保金の徴収、貸付けの制限もしくは停止、または貸し付けている金銭もしくは株券等の返済の請求を行うことができる。

- (1) 貸借取引参加者の金銭または株券等の借入額がその資力または事業状況に照らして過当となるおそれがあり、または過当であると認められるとき
- (2) 特定の銘柄について貸借取引の量が異常に増加し、または増加するおそれがあるとき
- (3) 買占めその他の原因により、特定の銘柄について株券等を調達することが不可能な状態となるおそれがあるとき
- (4) 経済情勢の激変その他の事情により、有価証券の相場が暴騰もしくは暴落し、またはそのおそれがあるとき
- (5) 前各号のほか、貸借取引の公正、円滑な運営が著しく阻害されるおそれがある場合において、これを防止するため必要と認めるとき

（制限等の通知）

第5条 当社は、前条に規定する措置を行おうとするときは、実施日（増担保金の徴収日、貸付けの制限もしくは停止の日または貸付けの返済を受ける日をいう。）の4日前（取引所の休業日を除く。以下同じ。）の日までにその旨を貸借取引参加者に通知する。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りでない。

（貸借取引を行う銘柄）

第6条 この規程により貸借取引を行うことができる株券等の銘柄は、取引所と協議のうえ、これを定める。

第2章 貸付けおよび返済

（借入れの申込み等）

第7条 貸借取引参加者は、貸借取引により貸付けを受けようとするときは、所定の融資申込書または借株等（株券等の借入をいう。以下同じ。）申込書に銘柄、株数（優先出資証券、投資信託受益証券、投資証券、外国投資信託受益証券、外国投資証券、受益証券発行信託の受益証券および外国受益証券発行信託の受益証券の場合には「口数」（投資法人債券に類する外国投資証券にあつては、当該証券にかかる単位数をいう。）と、外国株預託証券の場合には「証券数」とそれぞれ読み替える。以下特に定めのない限り同じ。）、その他所定の事項を記入して、貸付けを受けようとする日の3日前の日（以下「借入申込日」という。）の当社が別に定める時限までに、当社に当該借入れを申し込まなければならない。

2 前項の場合において、貸借取引参加者は、当該借入れの申込みが、顧客の制度信用取引にかかる貸借取引分（以下「貸借取引顧客取引分」という。）、自己の信用買いもしくは信用売りにかかる貸借取引分（以下「貸借取引自己取引分」という。）、有価証券等清算取次ぎによる非清算参加者の顧客の制度信用取引にかかる貸借取引分（以下「清算取次貸借取引顧客取引分」という。）または有価証券等清算取次ぎによる非清算参加者の自己の計算において行われる金融商品市場取引にかかる貸借取引分（以下「清算取次貸借取引自己取引分」という。）のうち、いずれの取引区分にかかる貸借取引の申込みであるかを明示して申し込まなければならない。

3 前項の場合において、貸借取引参加者は、清算取次貸借取引顧客取引分または清算取次貸借取引自己取引分について、当該借入れの申込みが、いずれの非清算参加者の委託に基づく有価証券等清算取次ぎによる金融商品市場取引にかかる申込みであるかを明示しなければならない。

4 第2項の清算取次貸借取引顧客取引分または清算取次貸借取引自己取引分については、当該貸借取引参加者が当該非清算参加者の委託を受けてその計算において行うものとし、かつ、当該非清算参加者が当該貸借取引参加者を代理して借入れの申込みを行うものとする。

5 当社は、貸借取引参加者ごとに貸借取引顧客取引分、貸借取引自己取引分、清算取次貸借取引顧客取引分および清算取次貸借取引自己取引分を区分して管理するものとし、さらに清算取次貸借取引顧客取引分および清算取次貸借取引自己取引分については、非清算参加者ごとに区分して管理するものとする。

(返済の申込み)

第8条 貸借取引参加者は、貸借取引により貸付けを受けた金銭または株券等を返済しようとするときは、所定の融資返済申込書または借株等返済申込書に銘柄、株数、その他所定の事項を記入して、返済を行う日の3日前の日(以下「返済申込日」という。)の当社が別に定める時限までに、当社に当該返済を申し込まなければならない。

2 前項の場合において、貸借取引参加者は、当該返済申込みが、貸借取引顧客取引分、貸借取引自己取引分、清算取次貸借取引顧客取引分または清算取次貸借取引自己取引分のうち、いずれの取引区分にかかる貸借取引の返済申込みであるかを明示して申し込まなければならない。

3 前項の場合において、貸借取引参加者は、清算取次貸借取引顧客取引分または清算取次貸借取引自己取引分について、当該返済申込みが、いずれの非清算参加者にかかる取引分の申込みであるかを明示しなければならない。

4 清算取次貸借取引顧客取引分または清算取次貸借取引自己取引分にかかる返済の申込みは、当該貸借取引の委託者である非清算参加者が当該貸借取引の受託者である貸借取引参加者を代理して申し込むものとする。ただし、非清算参加者が貸借取引参加者を代理して申し込むことが適当でないと認められる場合は、この限りでない。

(申込み日時等の変更)

第9条 当社は、金融商品市場取引の決済日の変更等により必要がある場合は、あらかじめ貸借取引参加者に通知して、前2条に規定する申込み日時または貸借取引による貸付けを行う日(以下「貸付日」という。)および貸借取引による貸付けの返済を受ける日(以下「返済日」という。)を変更することができる。

(返済方法)

第10条 貸借取引参加者は、貸借取引により貸付けを受けた金銭を返済しようとするときは第19条に規定する融資担保株券等の売却代金、株券等を返済しようとするときは第19条に規定する貸株等代り金により買い付けた株券等により、これを行うことができる。

(返済期日)

第11条 この規程による貸借取引の返済期日は、貸付日の翌日(取引所の休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)とする。ただし、第4条に規定する返済の請求を行う場合または貸借取引参加者が期限の利益を喪失した場合を除き、貸付けを受けている貸借取引参加者が第8条に規定する返済申込みを行わない場合または貸付けの一部についてのみ第8条に規定する返済申込みを行う場合には、当該貸借取引参加者は、返済申込みを行っていない部分の貸付けを返済し、あらためて第7条に規定する借入れ申込みを行ったものとみなす。

2 前項ただし書きの場合において、貸借取引参加者は、顧客の制度信用取引、自己の信用買いもしくは信用売りまたは有価証券等清算取次ぎにかかる金融商品市場取引成立の日の6か月目の応当日(応当日がないときはその月の末日とし、応当日が休業日にあたるときは順次繰り上げる。)から起算して4日目(取引所の休業日を除く。)の日をこえて、貸借取引により、当該金融商品市場取引にかかる金銭または株券等を借り入れることができない。

(貸株等超過の場合の措置)

第12条 当社は、貸付日における貸株残高株数等(第15条に規定する貸付株券等の残高の数量をいう。以下同じ。)が融資残高株数等(第19条に規定する融資担保株券等の残高の数量をいう。以下同じ。)を超過することとなる銘柄については、別に定める日時までにその超過する数量(以下「超過株数等」という。)を発表し、超過株数等の範囲内で当該銘柄について、借株等返済の追加申込み(借株等申込みの取消しを含む。)および融資

の追加申込み（融資返済申込みの取消しを含む。）を受け付けるものとし、これによってもなお貸株等超過（超過株数等が生じている状態をいう。以下同じ。）が解消しない場合には、当社が別に定める品貸申込みの受付その他の方法により、貸借取引参加者その他当社が適当と認められた者から株券等を借り入れて、これを貸し付けるものとする。なお、貸借取引参加者が非清算参加者の委託を受けてその計算において当社に株券等を貸し付けようとする場合においては、当該非清算参加者が当該貸借取引参加者を代理して品貸申込みを行うものとする。

2 前項により当社が株券等を借り入れる取引（以下「品貸取引」という。）の返済期日は当社が借入れを行う日（以下「借入日」という。）の翌日とし、当社が借入株券等を返済するときは、借入株券等と同銘柄、同数量の株券等を返済すれば足りるものとする。

3 当社は、品貸取引により株券等を借り入れるときは、借入株券等の価額に相当する金銭（以下「借株等代り金」という。）を、当該品貸取引の担保として借入日に当該株券等の借入先である貸借取引参加者（以下「品貸先」という。）に差し入れるものとし、品貸先は、借株等代り金を当該品貸取引の返済期日に当社に返戻するものとする。

（融資返済の延期）

第13条 当社は、貸し付ける株券等の調達が著しく困難または不可能となるおそれがある場合には、貸借取引の円滑な運営が阻害されることを防止するため必要と認める範囲において、第10条に規定する方法によらない融資の返済申込みを延期させ、また必要があるときは第10条に規定する方法による融資の返済申込みを延期させることができる。

2 前項の措置を行おうとするときは、第5条の規定を準用する。

（貸付け等の通知等）

第14条 当社は、借入申込日または返済申込日（以下「申込日」という。）の翌日までに、貸借取引にかかる貸付金額または貸付株数、当社が担保として受け入れる第19条に規定する融資担保株券等の株数または貸株等代り金の額、その他所要の事項を貸借取引参加者に通知する。

2 当社は、品貸取引により株券等の借入れを行う場合においては、貸借取引の申込みにより貸株等超過が生じた日（以下「貸株等超過が生じた日」という。）の翌日までに、借入株数、借株等代り金の額、その他所要の事項を品貸先に通知する。

3 第1項または前項の通知を受けた貸借取引参加者は、その内容に疑義があるときは、直ちにその旨を当社に申し出なければならない。

4 当社は、申込日または貸株等超過が生じた日の翌日までに、第16条による金銭または株券等の授受にかかる所要の事項を清算機関に通知するものとし、当該通知を行ったときに、当該申込日または貸株等超過が生じた日から起算して4日目の日に決済が行われるすべての取引について、貸借取引および品貸取引にかかる約定が成立するものとする。ただし、貸借取引については、第4条に基づき当社が承諾しない旨通知した取引を除くものとし、また、品貸取引については、貸借取引参加者を相手方とする取引に限るものとする。

5 前項により約定の成立した貸借取引または品貸取引については、民法第589条の適用がないものとする。

（貸付額および貸借値段等）

第15条 当社は、銘柄ごとに、毎日、当日の当該銘柄の金融商品市場における普通取引の最終値段を基準として、別に定める方法により貸借値段を定める。

2 貸借取引による貸付金額および貸付株券等の価額は、借入申込日における当該銘柄の貸借値段に申込株数（第11条第1項ただし書きに規定するみなし借入申込みに基づく申込株数を含む。）を乗じた額とし、品貸取引による借入株券等の価額は、貸株等超過が生じた日における当該銘柄の貸借値段に借入株数を乗じた額とする。

3 貸借取引の返済期日に当社が貸借取引参加者から返済を受ける貸付金額および貸付株券等の価額は、借入申込日の翌日における当該銘柄の貸借値段に返済株数を乗じた額とし、品貸取引の返済期日に当社が品貸先に返済する借入株券等の価額は、貸株等超過が生じた日の翌日における当該銘柄の貸借値段に返済株数を乗じた額とする。

（金銭および株券等の授受）

第16条 当社は、貸借取引による金銭または株券等の貸付けおよび返済の受領ならびに第19条に規定する融資担保株券等または貸株等代り金の徴収および返戻、品貸取引による株券等の借入れおよび返済ならびに借株等代り金の差入れおよび返戻の受領を、金融商品市場の決済機構を利用して行うものとする。

2 前項の場合において、当社は、同一貸借取引参加者との間で同一日に同一の株券等の銘柄に関し、当社の払出しと当社の受領にかかる取引が存する場合は、当該株券等の銘柄にかかる金銭または株券等の受渡金額または受渡株数を差引計算したうえでその差引額または差引株数のみを授受することができるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、当社は、金融商品市場の決済機構を利用して金銭または株券等の授受を行うことが不可能な場合または当社が取引所および清算機関と協議のうえ別の方法により金銭または株券等の授受を行うことが適当と認める場合は、当該決済機構を利用しないでこれを行うことができるものとする。

(更新差金等)

第17条 当社は、借入申込日の翌日における貸借値段と借入申込日における貸借値段を比較して差額を生じたときは、その差額に相当する貸借取引による貸付金額および貸付株券等の価額の増減分(以下「更新差金」という。)を、貸付日の翌日に当該貸借取引参加者と授受する。

2 当社は、貸株等超過が生じた日の翌日における貸借値段と貸株等超過が生じた日における貸借値段を比較して差額を生じたときは、その差額に相当する借株等代り金の価額の増減分(以下「品貸更新差金」という。)を、借入日の翌日に当該品貸先と授受する。

第3章 担保および金利

(貸借担保金および増担保金)

第18条 この規程により貸付けを受ける貸借取引参加者は、当該貸付金額または貸付株券等の価額に当社が別に定める率を乗じた額の金銭(以下「貸借担保金」という。)を、貸付日の正午までに当社に差し入れなければならない。

2 前項に規定する貸借担保金は、当社が別に定めるところにより、有価証券をもって代用することができる。

3 当社は、前項の規定により差し入れられた有価証券(以下「貸借担保金代用有価証券」という。)を、任意に当社の債務の担保に差し入れることができるものとする。

4 前3項の規定は、第4条に規定する増担保金についてこれを準用する。ただし、貸借取引の公正、円滑な運営を行うために当社が必要と認めるときは、第2項の規定を準用しないことがある。

(融資担保株券等および貸株等代り金)

第19条 この規程により金銭の貸付けを受ける貸借取引参加者は、貸付金額に相当する株券等(以下「融資担保株券等」という。)を、株券等の貸付けを受ける貸借取引参加者は、貸付株券等の価額に相当する金銭(以下「貸株等代り金」という。)を、当該貸借取引の担保として、貸付日に当社に差し入れるものとし、当社は、融資担保株券等または貸株等代り金を当該貸借取引の返済期日に貸借取引参加者に返戻するものとする。

2 当社は、前項の規定により差し入れられた融資担保株券等を任意に貸し付けもしくは担保に差し入れ、または当該株券の株券等に表示される権利に附随する権利を行使することができるものとする。

3 当社は、融資担保株券等を返戻するときは、受け入れた株券等と同銘柄、同数量の株券等を返戻すれば足りるものとする。

4 第2項の規定により行使する権利の処理等に要する費用は貸借取引参加者の負担とし、その料率は別に定める。

(権利の授受)

第20条 当社は、融資担保株券等および貸付株券等にかかる株式(内国法人の発行する株券にかかる株式に限る。)に附随する剰余金の配当もしくは株式分割等による株式を受ける権利等または次の各号に掲げる権利については、当該権利の帰属する者を定めるための基準日において、金銭の貸付けを受けていた貸借取引参加者および品貸先には当該権利を移転し、株券等の貸付けを受けていた貸借取引参加者からはこれを提供させるものとする。ただし、当該権利の授受に代え、取引所と協議のうえ、別に定めるところにより当該権利の処理を行うことができる。

- (1) 優先出資証券の優先出資に附随する配当または優先出資分割等による優先出資を受ける権利
- (2) 投資信託受益証券の受益権に附随する収益分配その他に関する権利
- (3) 投資証券の投資口に附随する金銭の分配その他に関する権利
- (4) 外国株券の株式に附随する権利であって本条本文の株式に附随する権利と同じ性質を有すると認められる権利
- (5) 外国投資信託受益証券、受益証券発行信託の受益証券または外国受益証券発行信託の受益証券の受益権に附随する権利であって第2号の投資信託受益証券の受益権に附随する権利と同じ性質を有すると認められる権利
- (6) 外国投資証券の投資口に附随する権利であって第3号の投資証券の投資口に附随する権利と同じ性質を有すると認められる権利または外国投資証券の投資法人債に附随する金銭の分配その他に関する権利であって投資法人債に附随する権利と同じ性質を有すると認められる権利
- (7) 外国株預託証券に表示される外国株券にかかる株式に附随する権利であって本条本文の株式に附随する権利と同じ性質を有すると認められる権利

(担保有価証券の瑕疵)

第21条 当社は、融資担保株券等、貸借担保金代用有価証券および増担保金の代用有価証券について瑕疵があることを発見した場合には、当該貸借取引参加者に遅滞なく当該有価証券の差換えを行わせるものとする。

(特定代用有価証券の分別管理)

第21条の2 貸借取引参加者は、貸借取引顧客取引分または清算取次貸借取引顧客取引分に関し、顧客から預託を受けた信用取引保証金代用有価証券または非清算参加者から預託を受けたその顧客の信用取引保証金代用有価証券(法の定めるところにより、貸借取引参加者または非清算参加者が当該有価証券を担保に供することにつき、当該顧客から書面による同意を得たものに限る。以下「特定代用有価証券」という。)を当社に貸借担保金代用有価証券または増担保金の代用有価証券として担保に差し入れる場合には、当該担保が特定代用有価証券であることを明示しなければならない。

2 当社は、前項の規定により貸借取引参加者から担保として差し入れられた特定代用有価証券(以下「特定代用有価証券担保」という。)を当該貸借取引参加者との間で行う貸借取引顧客取引分以外の取引または清算取次貸借取引顧客取引分(当該特定代用有価証券を当該貸借取引参加者に預託した非清算参加者にかかるものに限る。)以外の取引にかかる有価証券と明確に区分して管理する。

(担保の処分等)

第22条 当社は、貸借取引参加者がこの規程による債務を履行しないときは、通知または催告をしないで、この規程の定めるところにより当該貸借取引参加者が差し入れた金銭および有価証券または当該貸借取引参加者に対して払出すことを予定していた金銭および有価証券(第14条第4項により清算機関に通知を行ったものを除く。)を、当該貸借取引参加者に払出すことなく、当該貸借取引参加者の当社に対する債務の弁済に充当することができる。この場合、有価証券については、換価処分してその代金を当該債務の弁済に充当し、または代物弁済として時価相当額で当該債務に充当することができる。

2 当社は、貸借取引参加者とあらかじめ、前項の場合において、貸借取引顧客取引分に関する特定代用有価証券担保については当該貸借取引参加者の当社に対する貸借取引顧客取引分以外の取引に関する債務の弁済に充当しないこととする契約を、清算取次貸借取引顧客取引分に関する特定代用有価証券担保については当該貸借取引参加者の当社に対する清算取次貸借取引顧客取引分(当該特定代用有価証券を当該貸借取引参加者に預託した非清算参加者にかかるものに限る。)以外の取引に関する債務の弁済に充当しないこととする契約を結ぶことがある。

3 貸借取引参加者は、前2項の規定による債務の弁済充当が行われたため担保に不足が生じた場合は、その不足額を遅滞なく補充しなければならない。

(金利、貸株料、品貸料および遅延損害金)

第23条 当社は、金銭の貸付けを受けた貸借取引参加者から貸付金に対する金利(以下「融資金利」という。)を、貸付日から返済日まで徴収する。ただし、第11条第1項ただし書きの規定により返済とみなされた貸付金

にかかる当該返済日における融資金利は生じないものとし、次項および第3項においても、これに準じて取り扱うものとする。

- 2 当社は、株券等の貸付けを受けた貸借取引参加者に貸株等代り金に対する金利（以下「貸株等代り金金利」という。）を、貸付日から返済日まで支払う。
- 3 当社は、株券等の貸付けを受けた貸借取引参加者から貸付株券等に対する貸付料（以下「貸借取引貸株料」という。）を、貸付日から返済日まで徴収する。
- 4 当社は、品貸先から借株等代り金に対する金利（以下「借株等代り金金利」という。）を、借入日から借入株券等を返済する日の前日まで徴収する。
- 5 当社は、貸株残高株数等が融資残高株数等を超過した銘柄について、その日に株券等の貸付けを受けている貸借取引参加者から品貸料を徴収し、その日に金銭の貸付けを受けている貸借取引参加者およびその日に当社に株券等を貸付けている品貸先に当該品貸料の範囲内で品貸料を支払う。
- 6 融資金利、貸株等代り金金利、貸借取引貸株料、借株等代り金金利および前項の品貸料は、当社が、毎日これを計算して徴収し、または支払うものとする。
- 7 融資金利、貸株等代り金金利、貸借取引貸株料、借株等代り金金利および第5項の品貸料は、当社が、別にこれを定め、貸借取引参加者に通知する。
- 8 当社は、貸借取引参加者がこの規程に定める債務を履行しなかった場合には、当社が受領するはずであった元本金額または株券等の価額に対し、別に定める割合による遅延損害金を、当該履行期日の翌日から弁済の日まで徴収するものとする。

第4章 雑則

（決済に関する特別措置）

第24条 当社は、この規程による貸借取引において、天災地変、戦争動乱、経済事情の激変、取引所における売買の停止または制限、品不足、その他やむをえない事由により決済が不可能または著しく困難となるおそれがあると認めるときは、取引所および清算機関と協議のうえ、一部または全部の銘柄について、別にその方法、条件を定めて決済を行うことができる。

（細目等）

第25条 当社は、この規程に定めのない事項で実施に必要な細目およびこの規程の改正については、あらかじめこれを貸借取引参加者に通知する。

付 則

この改正規定は、平成23年8月1日から実施する。